

(参考) 令和5年度わかさこども園利用者負担額表

◆保育料について

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)					
		幼稚部(3歳以上児)			保育部(3歳未満児)		
		I (1号認定)	II(2号認定)		3号認定		
標準時間	短時間		標準時間	短時間			
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	0円	0円	0円	0円	0円	
B1	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円	
B2	市町村民税課税世帯(均等割のみ)	0円	0円	0円	*5,000円 11,000円	*3,500円 8,000円	
C1	市町村民税所得割課税額	48,600円未満	0円	0円	0円	*6,500円 14,000円	*4,550円 10,100円
C2		48,600円以上62,800円未満	0円	0円	0円	*9,000円 18,000円	*6,500円 13,000円
C3		62,800円以上77,101円未満	0円	0円	0円	*9,000円 20,000円	*7,250円 14,500円
C4		77,101円以上97,000円未満	0円	0円	0円	25,000円	18,100円
C5		97,000円以上121,000円未満	0円	0円	0円	29,000円	21,000円
C6		121,000円以上145,000円未満	0円	0円	0円	31,000円	22,500円
C7		145,000円以上169,000円未満	0円	0円	0円	35,000円	25,400円
C8		169,000円以上211,200円未満	0円	0円	0円	37,000円	26,900円
C9		211,200円以上256,100円未満	0円	0円	0円	39,000円	28,300円
C10		256,100円以上301,000円未満	0円	0円	0円	41,000円	29,800円
C11		301,000円以上397,000円未満	0円	0円	0円	43,000円	31,200円
C12		397,000円以上	0円	0円	0円	45,000円	32,700円

※ この表は、令和4年4月1日現在のものです。

※ 年度途中で3歳になった場合、認定区分は3号認定から2号認定に変更となりますが、利用者負担額は3号認定での負担額のままです。(翌年度より変更となります)

※ 4月～8月は前年度、9月～3月は当年度の市町村民税額により利用者負担額を決定します。

例) 令和5年度の場合

令和5年4月～令和5年8月：令和4年度市町村民税額で決定

令和5年9月～令和6年3月：令和5年度市町村民税額で決定

- 階層区分がB2からC3に属する世帯でひとり親世帯又は在宅障がい児(者)のいる世帯に該当する場合は*の利用者負担額となります。なお、世帯の市町村民税所得割課税額が77,101円未満の場合は、第2子以降の利用者負担額が無料となります。
- 3号認定子どもの利用者負担額は、同一世帯において、就学前の子どものうち年長の子どもから順に2人目以降の子どもがこども園等を利用している場合は、1人目は基準額、2人目は基準額の1/2、3人目以降については無料となります。(10円未満の切り捨て)

◆副食費について

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分		副食費（月額）		
		I（1号認定）	II（2号認定）	
階層区分			幼稚部（3歳以上）	
			標準時間	短時間
D	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	0円	0円	0円
E1	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円
E2	市町村民税課税世帯(均等割のみ)	0円	0円	0円
F1	市町村民税所得割課税世帯	57,700円未満	0円	0円
F2		77,101円未満	0円	*0円 4,500円
F3		77,101円以上	4,500円	4,500円

- 階層区分がF2に属する世帯でひとり親世帯又は在宅障がい児(者)のいる世帯に該当する場合は*の利用者負担額となります。
- 1号認定子どもの副食費は、同一世帯において、小学校3年生以下の年長の子どもから順に2人目以降の子どもがこども園等を利用している場合は、1人目及び2人目は基準額、3人目以降については無料となります。
- 2号認定子どもの副食費は、同一世帯において、就学前の子どものうち年長の子どもから順に2人目以降の子どもがこども園等を利用している場合は、1人目及び2人目は基準額、3人目以降については無料となります。